

**5107.10 又は 5107.20 1. メートル式番手 40 以上のもので、かつ、より数が 1 メートルにつき 400 以下のもの及びメートル式番手 40 未満のもので、かつ、より数が 1 メートルにつき 350 以下のもの**

上記の規定に該当する毛糸は、通常、それぞれメリヤス編物又はメリヤス製品の製造に使用される。統計品目の適用上インボイスその他の書類等によりメリヤス糸と認められる場合は、上記規定に該当するものとして取り扱うこととし、特により数を測定する必要はない。